

人権行政基本方針 & プランに基づく進捗状況

人権を守る都市宣言 平成9年12月

人権を守るまちづくり条例 平成13年4月

人権行政基本方針 & プラン 平成17年3月

行政運営そのものを人権尊重の立場から推進していくため、人権の尊重と擁護、平等な機会の保障、自己決定権の尊重、市民との協働に取り組むことを基本目標として策定

これまでの主な取り組み

(1) 人権教育啓発

- ・地域・家庭・学校園・生涯学習における人権教育啓発活動の推進
- ・市職員に対する人権研修の推進
- ・事業所における人権研修の推進

(2) 人権擁護システム

- ・人権悩みの相談室の開設
- ・近隣市町村、大阪府人権協会との連携による相談事業の実施
- ・庁内人権相談ネットワークの設置

(3) 市民活動とのネットワーク

藤井寺市人権のまちづくり協会との協働による取り組みの推進

人権教育啓発・市民活動とのネットワーク

藤井寺市人権のまちづくり協会との協働事業

※設立:平成17年5月31日

人権のまちづくりに賛同する市内関係団体、事業所を会員とする組織

※加盟団体

- ・連合婦人会 ・民生委員児童委員協議会 ・青少年指導員会
- ・校長会 ・PTA連絡協議会 ・遺族会 ・グループみらい
- ・老人クラブ連合会 ・身体障害者福祉協議会 ・人権擁護委員
- ・事業所会員26社 事務局:協働人権課

人権擁護委員による 人権啓発活動

学校園での活動

- ・人権教室
いじめをテーマにした教材を使って皆で考える授業
- ・人権の花運動
チューリップを皆で育てることで命の大切さを学ぶ

ふじいでらひゅーまんメッセ

12月の人権週間をアピールするため、講演会や映画上映会を実施

男女共同参画フォーラム

6月の男女共同参画週間をアピールするため、講演会や映画上映会を実施
(市男女共同参画条例、計画による)

広報紙ホームページ などによる啓発

- ・市広報に人権情報を掲載
知ろう学ぼう人権
- ・市ホームページ、フェイスブックに人権情報を掲載
- ・啓発チラシ、グッズの作成

会員事業所へのサポート

事業所内人権推進員研修の案内
事業所内人権研修開催サポート
(研修用DVDの整備、講師紹介)

ピースメッセージ平和展

戦争の悲惨さ平和の尊さを次世代に伝えるため、原爆ポスター展、平和コンサート、映画上映会を実施(8月)

人権擁護システム

人権悩みの相談室

市民総合会館3階に相談室を設置
開設時間:9時~12時、13時~16時
毎週木曜日と日曜日を除く週5日開設
※大阪府総合相談事業交付金を活用
相談実績は別添

他市や関係機関との連携による相談事業

羽曳野市、柏原市、大阪狭山市との協定に基づく
相談窓口の相互利用を実施
大阪府人権協会との連携により、弁護士による
人権法律相談を実施
(年1回、4市の輪番により開催)

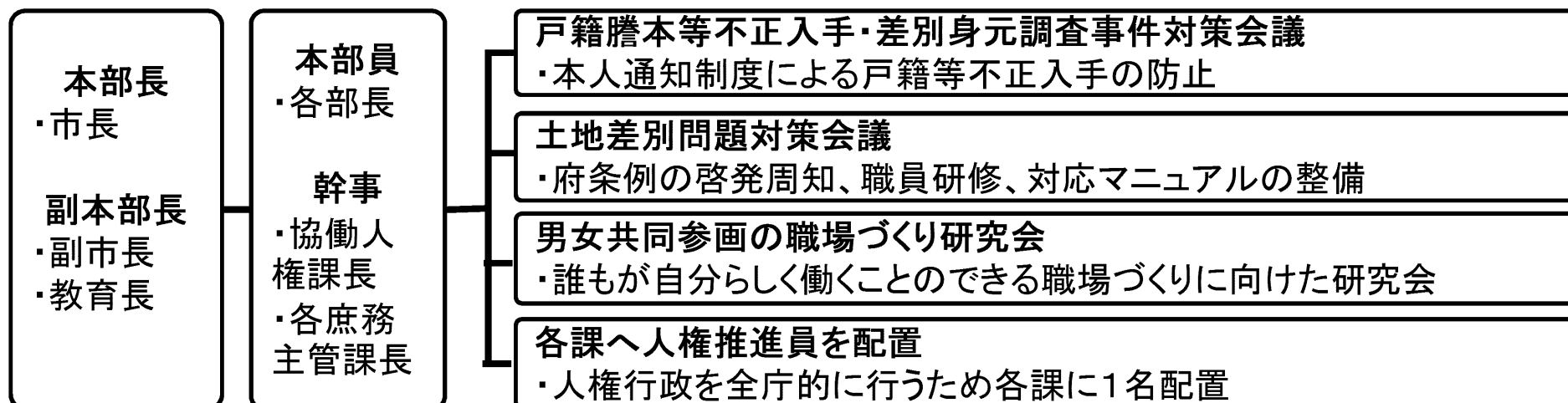
人権擁護委員による人権相談

市役所1階に相談室を設置
月1回第4木曜13時30分~15時30分に開設

庁内人権相談ネットワーク会議

各種相談窓口相互の情報交換及び連携協力を
目的として整備(生活困窮者自立支援事業、自殺
対策事業の庁内ネットワーク組織としても位置付
けを行い情報共有を図っている。)

庁内推進体制の整備(人権行政推進本部)



人権を守る都市宣言

日本国憲法のもと
すべての人は 人間として尊ばれなければなりません。
そして 人間らしく
幸せに生きる権利をもっています。

わたしたち藤井寺市民は
お互いを思いやり
人にやさしいまちで
暮らしたいと願っています。

そして 社会生活の中で
人権を無視され
その尊厳を傷つけられ
心を痛めている人々を なくさねばなりません。

そのためには
だれもがしっかりと
手をむすび合い
共に学び 考え 行動したいと思います。

わたしたちは
心豊かで
ひとりひとりが大切にされるまちを育てるため
ここに藤井寺市は
「人権を守る都市」を宣言します。

平成9年12月22日

藤井寺市

藤井寺市人権を守るまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権が保障されるよう、あらゆる差別を速やかになくし、もって人権を守る都市宣言の趣旨である「心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまち」の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策の実施に当たって、人権にかかわる問題の解決を市政の重要な柱と位置づけるとともに、人権を守るまちづくりをすすめる施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第3条 すべての市民は、互いに人権を尊重し、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、人権尊重の精神を当たり前のこととして身につけ、ひとりひとりの人権が守られるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、人権擁護に関する必要な施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、市民組織、事業者等の密接な連携により啓発活動を充実し、あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境づくりをすすめるよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第5条 市は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国、大阪府をはじめ、人権関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第6条 市は、人権擁護に関する重要事項を審議するため、藤井寺市人権を守るまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 3 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

藤井寺市

人権行政基本方針

&

人権行政推進プラン

平成17年3月18日

藤井寺市

人権行政基本方針・人権行政推進プラン目次

I はじめに

1

II 人権行政基本方針

2～6

1. 藤井寺市が目指すまちづくりの基本理念	2
(1) 人権についての考え方	2
(2) 人権を守るまちづくりの理念	2
(3) 人権行政の基本目標	3
①人権の尊重と擁護	3
②平等な機会の保障	3
③自己決定権の尊重	3
④市民との協働	3
2. 現状と取り組み	4
(1) 取り組みの経過	4
(2) 「人権教育のための国連10年」の取り組み	4
①生活のあらゆる場面における人権教育の推進	4
②職員に対する人権教育の推進	5
③効果的な啓発・情報の提供	5
④人材の育成と活用	6
⑤推進体制の整備	6

Ⅲ 人権行政推進プラン

7~15

1. 主要課題	7
(1) 同和問題	7
(2) 在日外国人をめぐる問題	7
(3) 障害者をめぐる問題	8
(4) 子どもをめぐる問題	8
(5) 高齢者をめぐる問題	9
(6) 女性をめぐる問題	9
(7) プライバシーをめぐる問題	10
(8) さまざまな人権問題	10
2. 施策の方向	11
(1) 人権教育・啓発の推進	11
(2) 人権擁護システムの確立	12
(3) 市民活動とのネットワークの構築	12
3. 主な取り組み	13
(1) 教育・啓発	13
①生涯学習における人権教育	13
②学校園における人権教育	13
③職場における人権教育	13
④地域や家庭における人権教育	13
⑤職員に対する人権教育	14
(2) 人権擁護システム	14
①相談窓口の整備	14
②ネットワーク体制の整備	14
③人権侵害の実態把握	14
(3) 市民活動とのネットワーク	15
①ネットワークの形成	15
②市民ニーズの反映	15
4. 推進体制	15

I はじめに

先の二度にわたる世界大戦の反省から、恒久平和を願って、昭和23(1948)年に国際連合で「世界人権宣言」が採択されました。その後、「世界人権宣言」の精神を具体化するための国際的な人権保障の確立に向けた取り組みが進められてきました。また、平成6(1994)年には「人権教育のための国連10年行動計画」が示され、人権を知識として理解するだけでなく、人権文化を実現するための具体的な取り組みが求められました。このように、世界の平和と繁栄を図るには、人権の伸長がより一層重要であるとの認識が今日の国際社会における大きな潮流となっています。

わが国においては、経済社会のグローバル化により国境を越えて人的な交流が進むとともに、急速な少子高齢化、高度情報化が進み、ものの豊かさから心の豊かさへと国民の生活意識が変化してきました。また人々の地域づくりへの関心が高まる中で、個性ある活力に満ちた地域社会の実現が求められるとともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、だれもが社会の構成員としての責任を自覚し、互いに助け合い、他者の人権をも尊重する公平・公正な共生社会の実現が必要不可欠となってきました。

本市では「第三次藤井寺市総合計画」において、市民と行政が連携し、人権擁護のための施策を積極的に進めることを基本方針としており、「人権を守る

都市宣言」や「人権を守るまちづくり条例」を制定して、差別のない明るいまちづくりの実現に努力してきました。また、「人権教育のための国連10年藤井寺市行動計画」を策定し、人権文化の創造を目標に取り組んでいます。

しかし、同和問題をはじめとして、在日外国人、障害者、子ども、高齢者、女性の人権に関わる問題、さらにプライバシーの問題などさまざまな課題も残されており、本市の特性に留意しながら人権が尊重される社会の実現を目指していかなければなりません。

今日、市民のニーズが高度化・多様化し、行政が果たすべき役割も増加していく中、これからの人権行政は市民ニーズを基礎としつつ、総合行政として展開していくことが求められています。本市でもこのような状況を積極的に受け止め、人権行政の基本理念と具体的な施策のあり方を明らかにした上で、人権尊重を基礎とした施策の企画・運営システムなどを確立し、「藤井寺市人権を守るまちづくり条例」の目的である心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまちの実現を目指していきます。

II 人権行政基本方針

1. 藤井寺市が目指すまちづくりの基本理念

(1) 人権についての考え方

「人権」とは、誰もが一人の人間として認められ、自分らしく生きる権利であって、それはすべての人が生まれながらに享有する権利であり、永久に侵されてはならないものです。日本国憲法ではこれを「基本的人権」として、個人の尊重、生命、自由及び幸福の追求に対する権利、法の下での平等など、さまざまな自由権や社会権を定めています。

人権は、これまで国家との関係で整理され、自由権、社会権、請求権などと説明され、ややもすると抽象的で分かりにくいものになっていました。しかし、もともと人権は、人間が一生をかけて自己を形成していくのに必要な基本的条件であり、自分の個性と能力を最大限に生かして社会参加し、より豊かな生き方をするためのものです。すべての人々が健康で文化的な最低限の生活を営むことができるとともに、誰もが個性を持ったかけがえのない存在として生き、あらゆる社会参画の権利を有することなどが、人権の内容としてとらえることが重要です。

また、人権は日本国憲法でも謳われているとおり、不断の努力によって保持されるべきものであ

って、現代社会の様々な問題や人権侵害をなくしていく取り組みこそが、私たちのまちづくりにとって最も重要なものであります。その際、これまで社会的に抑圧されてきた人々の存在を意識するとともに、新たな人権問題への視点も必要です。

(2) 人権を守るまちづくりの理念

「人権教育のための国連10年」では、世界中を人権文化で満たすことを目的としています。それは、これまで私たちが日常生活の中で当たり前としてきたすべての事柄に対して、人権という物差しで判断を加えていき、人権を文化として創造し、世界中に浸透させていこうということです。

人権は決して他人事ではなく、自らの生き方にかかわる重大な問題です。自分らしさを発揮できる生き方や、自分の良さを積極的に表現し、自分の可能性にチャレンジする生き方。あるいは、他人や社会との肯定的な関わりが自らを豊かにする。そんな生き方をするために人権はあります。

本市が目指すまちづくりは、ひとりひとりが大切にされるまち「ふじいでら」の実現です。誰もが喜びや生きがいを実感しながら生きていける。生活のあらゆる場面で自分を大切に思うように他者を大切にする。世界の広がりや人々の多様な生き方の中から、それぞれが日常的に学びあえる出会いをつくっていく。そんな温かい心にあふれた

Ⅱ 人権行政基本方針

まちづくりが、本市の目指すまちづくりの基本的なイメージです。

(3) 人権行政の基本目標

人権行政とはある特定の分野の行政運営を指すものではありません。市政における日常業務や全ての施策を人権の視点で見直し、行政運営そのものを人権尊重の立場から推進していこうというものです。本市が目指すまちづくりを具体的に実現していくためには、以下のことを基本目標として施策を実施していきます。

①人権の尊重と擁護

「日本国憲法」の基本理念のうち、基本的人権の尊重は地方自治体にとって最も住民に直結した課題であります。そのことから、施策の実施においては、まず何よりも基本的人権を尊重するとともに、人間の尊厳が侵されることのないよう市民の権利を擁護し、人権侵害からの救済についても積極的に施策展開を行っていきます。

②平等な機会の保障

本市が行う行政サービスは、全ての人に対して平等な機会が保障されなければなりません。教育や就職、福祉などのあらゆる生活にかかわる分野において平等な機会を保障するとともに、必要に

応じてそれぞれの置かれている状況や状態に考慮した措置をとりながら施策を行っていきます。

③自己決定権の尊重

全ての人が自己実現を目指し、自分の人生を自ら決定して生きていくためには、それぞれの人の選んだ生き方そのものが尊重されなければなりません。画一的な価値観を押し付けることなく、多様な生き方を受け入れ、お互いを認め合うことを前提とした施策展開を図っていきます。

④市民との協働

ひとりひとりの人権が守られるまちづくりを実現していくためには、行政はもとより、市民ひとりひとりが互いに人権を尊重し、人権尊重の精神を当たり前のこととして身につけていくことが重要です。家庭、地域、学校、職場などあらゆる生活の場において、主体的な市民の努力と連携しながらまちづくりに努めていきます。

2. 現状と取り組み

(1) 取り組みの経過

本市では、人権に関わるあらゆる問題の解決を市政の重要な柱と位置づけ、さまざまな施策を行ってきました。市民啓発では、昭和55(1980)年に結成された藤井寺市人権啓発推進協議会などと連携して、地域に密着した人権啓発活動を行い、同和問題や在日外国人、障害者、子ども、高齢者、女性等に関する人権問題を解決し、すべての人々の人権が尊重される社会を形成するための取り組みを進めてきました。学校教育や就学前教育では、すべての学校園や保育所において、子どもたちひとりひとりが、あらゆる差別を許さない人権感覚を育むよう取り組んでいます。また、生涯学習においても、公民館活動などの事業の中に人権に関する学習を取り入れており、人権尊重を念頭に置いたさまざまな事業を展開しています。

平成9(1997)年の「人権を守る都市宣言」は、ひとりひとりが大切にされるまちを育てたいという願いで制定し、平成12(2000)年には「人権教育のための国連10年藤井寺市行動計画」を策定し、人権教育・啓発について庁内の推進本部を中心に、総合的・計画的な取り組みを進めてきました。さらに、平成13(2001)年には「藤井寺市人

権を守るまちづくり条例」を制定し、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題について、市民ひとりひとりが自らの問題として取り組み、誰もが喜び、生きがいを実感して生きていける人権文化のまちづくりの推進に努めてきました。

こうした中で、人権侵害からの救済については、従来から行っている人権擁護委員の相談事業に加え、平成14(2002)年から人権ケースワーク事業「人権悩みの相談室」を開設し、人権侵害を受けた市民が自らの主体的な判断で課題を解決することができるように、事案に応じた適切な助言や情報提供などによる支援を行っています。

(2) 「人権教育のための国連10年」の取り組み

①生活のあらゆる場面における人権教育の推進

就学前・学校教育においては、市内保育所や幼稚園などで人間形成の基礎を育てていく就学前教育の充実のために人権尊重の雰囲気にあふれた学校・園づくりを目指してきました。そのための工夫をこらした指導方法の開発や、子どもの発達段階に応じた段階的な教材の整備にも努めてきました。また、フォローの必要な幼児とその保護者が他の子どもや親と交流できる集団の遊びの場を提供するとともに、発達や育児についての相談に応じるカンガルー教室を実施してきました。

生涯学習においては、青少年団体指導者講習会、

Ⅱ 人権行政基本方針

はぐくみ学級、かがやき学級、いきがい学級、藤井寺市民大学講座において人権学習を深めるための講座を実施したり、人権に関する情報を提供してきました。PTAや青少年健全育成活動団体などの社会教育関係団体においても人権に関する学習活動や事業の積極的な展開を促進してきました。

事業所においては、就職差別をなくすための取り組みと人権が尊重される職場づくりを進めるため、藤井寺市企業人権協議会の活動に対して支援するほか、啓発資料や研修会等の情報提供を行ってきました。

地域や家庭においては、藤井寺市人権啓発推進協議会の推進委員（会員）がリーダー的役割を担い、地域に根ざした活動を展開していくための活動の支援を行ってきました。また女性問題に関しては、連続講座「来たら得する女性講座」を実施するとともに、修了生により組織された自主研究グループ「みらい」の活動に対して支援を行ってきました。子育て支援に関しては、子ども家庭支援センター、保健センター、学校園・保育所、民生児童委員等と連携した藤井寺市地域子ども連絡会議を設置し、情報の共有化に努めるとともに、保育所においては、育児の悩みを気軽に相談できる「子育てほっとダイヤル」を実施してきました。

②職員に対する人権教育の推進

自治体職員として人権意識の高揚を図るため、毎年全職員を対象に人権研修を実施しており、特に教職員・保育所職員に対しては新任・転任者を対象に人権教育ワークショップや人権教育講演などとおして、子どもの人権を尊ぶ教育・保育の知識を学び、教職員・保育者としての人権感覚を高めてきました。また各職場におけるリーダーの育成と活用のため、部落解放・人権大学講座へ毎年職員1名を派遣し、修了者が新規採用職員人権研修の講師を務めるなど人材の活用を行ってきました。

③効果的な啓発・情報の提供

従来一方的になりがちであった啓発を、参画型の啓発活動へと高めていくため、参加型人権学習会をPTA等の団体を対象に実施してきました。また啓発資料については、広報紙における啓発記事や各種啓発リーフレットの作成にあたり、表現や内容を工夫し、自らの問題として人権を受け止めることができるよう、その効果的な方法について検討を行ってきました。

また、生涯学習施設アイセルシュラホールに人権啓発パンフレットなどを配置し、市民の意識向上に努めてきました。

④人材の育成と活用

身近な地域社会や職場の中で人権に関して指導・助言のできるリーダーの役割が重要なため、企業人権協議会において、同和・人権問題啓発講座、人権・同和問題企業啓発講座などの人材養成講座への参加を進めるとともに、地域住民を対象に参加型人権学習会を実施し、知識だけでなく自らが人権について考え、行動を身につける草の根人権啓発に取り組んできました。

⑤推進体制の整備

庁内組織としては、これまでの「国連人権教育のための国連10年」推進本部をさらに発展させ、あらゆる人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため人権行政推進本部を設置しました。また大阪府の人権相談ネットワーク協議会に参画し、人権の相談や教育・啓発に関する情報を共有するネットワークの構築を進めています。

Ⅲ 人権行政推進プラン

1. 主要課題

(1) 同和問題

本市では、同和地区とその住民に対する差別意識を解消するため、家庭、地域、学校園、保育所、職場で同和教育と啓発活動を行っています。特に、学校においては人権尊重の精神を育て、同和問題の正しい認識を身につけるための同和教育を実践しています。

しかし、大阪府が平成12(2000)年に実施した「同和問題の解決に向けた実態調査」の結果から、進学率、中退問題など教育の課題、失業率の高さ、不安定就労など労働の課題などが残されていることが明らかになっています。さらに「府民意識調査」の結果からは、同和問題に対する差別意識の解消はいまだに十分進んでおらず、同和地区や同和地区住民を避けようとする意識が今日もなお続いています。差別意識を軽減するためには、客観的な差別の状況を伝えるとともに、差別を取り巻く社会状況を伝えることが重要であり、なお一層の同和問題について学習する機会が必要です。また、人権侵害に対する相談・救済などの取り組みを進める仕組みも重要です。

(2) 在日外国人をめぐる問題

本市では様々な分野での国際化を図るため、国際交流事業を行うほか、在日外国人に関する市民啓発や人権教育に取り組んできました。

また、外国人の公務員への採用機会を拡大するため、本市職員の採用にあたっては、採用資格から国籍条項を廃止するほか、地方参政権の問題についても平成10(1998)年の市議会で「定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める請願」を採択するなど、地域社会が真に国際的に開かれたものとしていくための取り組みを行っています。

しかしながら、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人に対する偏見や差別意識は、いまだに根強く残っています。さらには、近年増えつつある新たな外国籍住民の雇用の問題、医療・労災時の補償の問題、年金問題、住居の問題、子どもの教育の問題など、基本的人権が保障されないという事態も発生しています。国籍・民族等の違いを理由とした民間企業への採用拒否や賃貸住宅への入居拒否の事例も見られるなど、現在もなお外国人に対する差別の問題が存在します。

こうした状況の中、同じ地域社会を構成する住民として共に生きるためには、互いの文化や慣習、アイデンティティなどの違いを認め合う人権教育や国際理解教育を積極的に進めていく必要があります。

ます。このように多様な課題の解決に向けた取り組みを進めていくことにより、さまざまな文化、慣習、価値観の違いを認めあい、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、ともに豊かで活力ある地域を支えあう地域社会づくりが必要です。

(3) 障害者をめぐる問題

昭和56(1981)年の国際障害者年を契機に障害者福祉の基本理念である「ノーマライゼーション」の考え方が定着し、社会全体の意識も、障害者と地域の中でともに生活することは自然のことであり、制度や建物等の生活環境なども障害者に配慮したものにするという考え方に変わってきています。

これまで本市では、障害者の社会参加を促し、就労の場を広げるために障害者の授産施設を整備するとともに、障害者に対する理解と認識を深めるための啓発活動を実施してきました。

しかしながら、障害者をめぐっては、障害及び障害者に対する理解と認識の不足から、物理的なバリアのみならず、情報や制度・心の面などにおいてもバリアが存在し、障害者が一人の人間として当たり前生きていくことを制約する状況にあります。また、障害者の自立を図る福祉施設の設置に際して、地域住民との摩擦が生じたり、障害者への入居拒否や就職に際しての差別などの問題

が生じています。さらには、施設、病院、相談窓口でも障害者が子ども扱いにされ、本人の意見を十分に聞いてもらえないなどの対応が見られるほか、教育現場において障害に対する無理解や偏見が問題になる実態もあります。

今後は、総合的な障害者施策の展開を図るため平成12(2000)年に策定した、「藤井寺市障害者基本計画」を指針として、障害の程度とライフステージに応じた適切な支援を行うことのできる福祉のまちづくりをさらに進めていく必要があります。また、ひとりひとりが社会にとってかけがえのない存在であるということを基本に据えた、人権教育・啓発も積極的に進めていかなければなりません。

(4) 子どもをめぐる問題

国においては、平成6(1994)年に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が批准され、意見表明権の保障とともに子どもの最善の利益を優先させるという条約の精神に沿って、児童福祉法の改正のほか、さまざまな施策の充実が図られました。また、平成12(2000)年には「児童虐待防止法」が施行され被虐待児童の早期救済を目指しています。

本市では平成13(2001)年に「藤井寺市児童育成計画」を策定し、子育てに関する多様なニーズ

Ⅲ 人権行政推進プラン

を受け止め、安心して子どもを産み、育てる環境づくりなど、時代にあった子育て支援を行っています。

しかしながら、ことばや暴力によるいじめ、家庭における児童虐待、学校・施設におけるいじめ・体罰・セクシャルハラスメントなど、子どもの人権が侵害される事例は跡を絶たない状況にあります。とりわけ、子どもの身体や心に計り知れないダメージを与えることになる児童虐待は、子どもを守るべき親によって、家庭の密室の中で引き起こされており、場合によっては、尊い命をも奪ってしまうといった極めて深刻な状況にあります。

これらの問題は、子どもを権利の主体としてとらえることが弱いために引き起こされていることから、子どもの権利に関する条約を広く市民に周知し、子どもの声をもっと聞く必要があり、地域の中で人権を守りながら子育てが行われるように援助し、子育てを支えることが重要です。

(5) 高齢者をめぐる問題

わが国では「新ゴールドプラン」を策定し、高齢者の在宅ケアに重点を置いた福祉施策の指針を提示していますが、本市においても、平成6(1994)年に「藤井寺市老人保健福祉計画」(現、藤井寺市高齢者保健福祉計画)、平成12(2000)年に「介護保険事業計画」を策定し、高齢者のニーズに応じ

た保健・福祉サービスの拡充に努めています。

しかし、著しい高齢化の進展や世帯構成の変化に伴い、家庭での介護力は低下し、本人や家族の精神的・身体的・経済的負担はますます大きくなり、高齢者に対する虐待、財産や金銭の搾取、施設における身体的拘束やプライバシーの侵害など、深刻な人権侵害も生じてきています。

今後は、市内の老人福祉拠点の機能強化を進めるとともに、在宅福祉に重点を置いたマンパワー(人的資源)の育成とサービス水準の確保が必要です。また、高齢者の知恵や経験をまちづくりに生かし、世代を越えてだれもが安心して生きられる社会をつくるための取り組みと、社会の重要な一員として各種の活動への参加ができるような条件整備が必要です。

(6) 女性をめぐる問題

本市では、平成9(1997)年に庁内組織としての「藤井寺市女性政策推進本部」(現、人権行政推進本部)を設置し、女性問題の解決にむけた総合的かつ具体的な取り組みをスタートさせ、平成13(2001)年には、行政や市民が取り組むべき目標や課題を示す「ふじいでら女性プラン」を策定しました。

市民啓発においては、広く市民を対象とした講演会を開催するほか、啓発資料の作成や各種メデ

ィアを活用した啓発に努めています。

しかし、依然として人々の意識や行動、社会システムや慣行の中には女性に対する差別や偏見、固定的な性別役割分担意識が根強く残り、女性の主体的な生き方を阻んでいる状況があります。また、夫・恋人等からの女性に対する暴力や、セクシャルハラスメントなど、個人の尊厳を脅かすだけでなく、一度起こると回復の困難な重大な結果を招く恐れがある問題も起こっています。さらには、結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観から、母子家庭への偏見や差別も見られます。

これらの問題を解決するためには、女性の労働環境の改善や子育ての支援など、身近なところから女性をとりまく諸条件を整備していくことが必要です。また、社会生活上の性別役割分担意識をなくし、ジェンダー（社会的・文化的につくられた性差）に敏感な視点から社会通念や社会慣習を見直していくことが求められます。

（7）プライバシーをめぐる問題

高度情報化社会の進展により、個人情報が無断で収集・利用されたり、誤った情報が流されることによって、個人が不利益を被ったり、プライバシーが侵害される危険性が增大しています。

そのため、本市では平成11（1999）年に「個人

情報保護条例」を制定し、本市の機関が保有する個人情報の開示・訂正等を請求する権利を市民に保障し、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めています。

また大阪府の「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」についても、その精神を広く市民に訴え、差別につながるおそれのある身元調査をなくすための啓発を行っています。特に、就職時の差別をなくすため藤井寺市企業人権協議会とともに、公正な採用選考への取り組みを積極的に展開しています。

市職員はもとより、市民ひとりひとりが個人情報保護の重要性を認識し、お互いのプライバシーが尊重されるよう、さらに積極的に啓発を進める必要があります。

（8）さまざまな人権問題

これらの問題の他にも、HIV感染者、ハンセン病患者・元患者、刑を終えて出所した人、婚外子、アイヌ民族、性的マイノリティ、野宿生活者などの人権が十分に守られていない状況があります。

医学的に見て不正確な知識や思い込みなどによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別が生じ、就職や賃貸住宅への入居に際し、あるいは、医療機関、施設において様々な人権侵害が見られます。

Ⅲ 人権行政推進プラン

また、インターネット上では同和地区住民・外国人に対する差別表現の流布や、匿名性を利用した特定個人の誹謗中傷など人権侵害に関わる問題が発生するほか、氾濫する情報が子どもの犯罪に結びつくといった新たな問題も発生しています。

これらの問題についても、それぞれの正しい知識と理解が何よりも重要です。時代の流れにともなう社会変化を敏感に受け止め、人権侵害につながる事象かどうか見極めていく感性を養うための啓発を展開していく必要があります。

2. 施策の方向

(1) 人権教育・啓発の推進

本市では平成12(2000)年に「人権教育のための国連10年藤井寺市行動計画」を策定し、「あらゆる人々が人権教育を通じて、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践し、人権という文化を築いていく」ことを基本理念として人権教育・啓発に取り組んできましたが、平成17(2005)年には人権教育・啓発のための行動計画として改訂し、これに基づいて体系的・効果的な施策を推進していきます。

人権問題の解決には、差別につながる固定観念や偏見を払拭し、多様な価値観を持つ人々が互いに違いを認め合い、ともに生きていく人間関係を作っていくことが必要なことから、日常生活でのさまざまな出来事を通して人権尊重の取り組みを実践していけるよう、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場や機会をとらえて人権教育を推進していきます。

また、すべての人々に、人権教育を受ける権利を保障し、体系的に学習できるカリキュラムや教材等の開発を進めていきます。

(2) 人権擁護システムの確立

「藤井寺市人権を守るまちづくり条例」がめざす「心豊かで、ひとりひとりが大切にされるまち」を実現させるためには、人権教育・啓発を進めていくだけでは不十分であり、何よりも具体的な人権侵害に対する解決に向けたシステムを構築していく必要があります。人権を侵害されやすい状況にある人々のための身近な相談の場が、それぞれの立場に配慮して多く用意されるとともに、それらが有機的に連携し、市民の人権を擁護するシステムとして機能することが重要です。そのことから、地域での人権問題を担う人権擁護委員の相談のほか、行政の各部署において行っている人権、女性、子ども、福祉、教育などの分野ごとの相談窓口が互いに連携するとともに、相談事例を市政に反映させる仕組みを整備します。

また、現在市で行っている人権ケースワーク事業（人権悩みの相談室）が、必要な専門 担当セクションへの『つなぎ』の役割を果たすとともに、チームアプローチで課題解決ができる総合的な窓口として充実させます。

さらに、あらゆる相談には人権尊重の視点で対応することが必要であり、相談員や担当職員の資質の向上に向けた人権研修などの取り組みを行います。

(3) 市民活動とのネットワークの構築

いまや市行政全般の推進には市民の参画は必要不可欠です。人権施策についても同様に、様々な問題に対応していくには行政の行う施策だけでは不十分であり、市民との協働で「人権を守るまちづくり」を進めていくことが大切です。そのことから、市民やNPO、企業などの多様な参画を通じて、民間と行政との適切な役割分担を確立し、行政とのパートナーシップを構築していきます。特に、近年の複雑な人権問題や新たな人権課題への対応は人権に関するノウハウを有する当事者が参加した市民団体の専門性・機動性・弾力性を生かしてこそ、効率的・効果的に推進していくことができることから、人権関係の市民団体との連携を深め、その活動に対して支援をしていくとともに、自主性と主体性を尊重したパートナーシップを構築していきます。

また、人権行政を効果的に推進するためには、さまざまな問題の実態や市民の人権意識や学習意欲を知ることが不可欠であり、さまざまな機会をとらえて、これまでの事業効果の測定や市民意識やニーズを定期的に調査していきます。

Ⅲ 人権行政推進プラン

3. 主な取り組み

(1) 教育・啓発

①生涯学習における人権教育

生涯学習においては、現在行っている公民館事業などその他さまざまな事業が人権確立の視点から進めるとともに、生涯にわたる継続的で体系的な人権教育のあり方についても検討を進めていきます。その際、講義やフィールドワーク、ワークショップなど多様な方法を用い、学習者個々のライフスタイルや関心にあった学習方法の開発に努め、情操や感性に訴えて日常生活に生かされるような深まりのある学習にすることに努めます。

また、関係団体に対しては人権に関する学習活動の援助を行うなど、幅広い年齢層に対して学習活動への参加を促していきます。

②学校園における人権教育

学校教育においては子ども自身を権利の主体として尊重し、引き続き子どもの発達段階に応じた人権教育を推進していきます。そのためには、これまでの同和教育や障害児教育、男女平等教育などの人権教育の成果を検証し、それらを豊かな人間性が育まれる教育として発展させていく必要があります。具体的には体験をとおしてひとりひとりの

違いを認めあい、人間としての感性を高め、人権について具体的に学ぶことの出来る指導内容や教材の開発に努めます。また従来の人権問題に付け加えて新たな人権問題にも子どもたちが主体的に学べるようカリキュラムを充実させます。

③職場における人権教育

事業所においては、公正採用選考人権啓発推進員をリーダーとして人権が尊重される職場づくりを進めていくため、藤井寺市企業人権協議会の機能をさらに強化し、事業所における人権学習の支援や、人権教育教材などの提供を積極的に行っていく必要があります。

④地域や家庭における人権教育

人権文化を生活の場から形成していくためには、地域における人権教育・人権啓発が重要であることから、小地域の人権ネットワークを作って地域に根ざした活動を展開していきます。そのためには、地域と一体となった人権教育の推進役となるべき市民団体の活動や、市民の学習活動のリーダーとして活躍する指導者の役割が重要であることから、人権に関する専門的な知識や技能をもつ人たちが活躍できるよう、人材の養成と活用に努めます。また、現代社会において失われつつある家庭や地域の絆を取り戻していくための人権教育を

具体化させていくことも重要であり、そのための教育・啓発のプログラム形成に市民参画を促していきます。

さらには、国内外の人権に関する動向や、人権教育についての情報が適切に提供されるよう情報収集・提供機能の充実を図るとともに、本市の人権行政に関する条例や基本方針・基本計画などの周知徹底を図り、各種団体の取り組みにこれらの趣旨が反映されるよう働きかけます。

⑤職員に対する人権教育

市職員の人権研修は人権問題を知識理解にとどめず、差別の現実や体験などに深く学び、差別をなくす意欲・実践力をより高めていく人権研修として実施していきます。その際、職務との関係と理解を深め、市施策の提案・実施につなげていくことができるよう努めます。また、非常勤職員や関係団体・事務組合等の職員に対してもこれらの研修を保障していきます。

(2) 人権擁護システム

①相談窓口の整備

人権侵害をはじめ、さまざまな問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、解決のための方法を本人が主体的に選択でき、事案に応じたきめ細かな対応ができる相談窓口として、現在行ってい

る人権擁護委員による人権相談や人権ケースワーク事業（人権悩みの相談室）の充実に努めます。

また人権相談には、複数の要因が複雑に絡み合っているケースが多いため、相談窓口でこれらの要因を解きほぐし、心理的な援助や施策の組み合わせによる援助など、きめ細かい対応が必要です。そのことから、相談に携わる人材の育成のため、さまざまな研修を行うとともに、応接や面接に関する技法の習得を進め、専門性を高める取り組みを進めます。

②ネットワーク体制の整備

人権相談の内容は多種多様であり、ひとつの相談機関において対応することが困難なケースも多いことから、NPOとの協働・連携を強め、その他さまざまな相談機関とのネットワーク体制の整備を図ります。併せて迅速かつ適切な助言や人権擁護に関するさまざまな情報提供が行えるような、総合的な人権相談システムの構築を図ります。

③人権侵害の実態把握

人権相談事例を集約することにより人権侵害や人権問題に関する実態及び課題を把握し、今後の人権施策の効果的な推進に役立てます。また、相談に関するノウハウを蓄積し、より効果的・総合的な相談業務の実施へとつなげていきます。

Ⅲ 人権行政推進プラン

(3) 市民活動とのネットワーク

①ネットワークの形成

これまで市民啓発や企業啓発を担っていた人権啓発推進協議会と企業人権協議会が平成17(2005)年に「(仮)人権のまちづくり協会」として統合・改組され機能充実が図られることから、今後においても同協会との連携を深め、人権行政推進のための役割分担を明確にしながら、その活動を支援していきます。

また、女性問題研究グループ「みらい」をはじめとする市民グループの育成や、ボランティア団体などとのネットワークづくりも視野に入れた取り組みを進めていきます。

②市民ニーズの反映

人権問題の解決に向けて効果的な施策を進めるため、これまでの事業効果や課題を的確に把握し、その状況に応じた取り組みを行います。また、市民ニーズや人権意識の現状を探るため、あらゆる機会をとらえて定期的に調査を実施するとともに、人権問題に直接関わる関係団体等との意見交換などを通じて、その実態把握に努めます。

4. 推進体制

本市の「人権を守るまちづくり条例」の理念を生かし、人権尊重の社会を形成していくためには、あらゆる行政施策を推進するにあたって、全ての部署が「人権を守るまちづくり」を担当しているという意識を持つことが必要です。そのためには、庁内組織である藤井寺市人権行政推進本部を中心として人権行政を総合的に進めることのできる機構を確立するとともに、本部長である市長を先頭に全職員が、人権の視点から施策の企画、調整、点検などを行い、それぞれの分野における施策の推進に取り組んでいきます。

また、施策の検討や推進にあたっては、現状の的確な把握と市民意見の把握は欠くことができないことから、あらゆる機会を通して市民の意見を収集するよう努めるとともに、市民ニーズに応えた窓口を整備・充実させ、それらが互いに連携できるような体制づくりを図ります。

藤井寺市人権行政推進本部設置要綱

(設置)

第1条 「人権を守る都市宣言」、「藤井寺市人権を守るまちづくり条例」及び「藤井寺市男女共同参画推進条例」を基本理念とし、本市におけるあらゆる人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、藤井寺市人権行政推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的達成のため、次に掲げる推進事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な推進
- (2) 人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進
- (3) 同和問題をはじめとする人権問題解決のための施策の総合的な推進
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長及び水道事業管理者をもって充てる。
- 4 本部員は、藤井寺市庁議等の設置に関する規程（昭和54年藤井寺市規程第5号）第4条に掲げる者（前項に掲げる者を除く。）をもって充てる。

(本部長等)

第4条 本部長は、本部の会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が随時本部員を招集して行う。

- 2 本部員が必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部の所掌事務を円滑に推進するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事長は、市民生活部協働人権課長をもって充てる。
- 3 幹事は、庶務主管課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を招集し、これを主宰する。

(研究会)

第7条 専門的な事項について調査・研究するため、必要に応じ幹事会に研究会を置くことができる。

- 2 研究会の会員は、幹事の推薦とする。
- 3 研究会の座長は、市民生活部協働人権課長をもって充てる。
- 4 研究会の調査・研究内容は随時本部及び幹事会に報告しなければならない。

(人権推進員)

第8条 市政のあらゆる業務を人権尊重の視点を持って推進していくため、課及び課に準ずる組織（以下「課等」という。）に人権推進員を置く。

- 2 人権推進員は、課等の職員から、課等の長が指定する者をもって充てる。
- 3 課等の長は、人権推進員を指定したときは、幹事長にその氏名等を報告しなければならない。
- 4 人権推進員は、所属する課等において、次に掲げる事務を担うものとする。
 - (1) 所属する課等の業務内容を人権尊重の視点で点検すること及び必要に応じて改善を行うこと。
 - (2) 課等の職員の人権意識の向上に資する活動を行うこと。
 - (3) 人権推進員を対象とする、人権研修事業に参加すること。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、市民生活部協働人権課において行う。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関する事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ふじいでらひゅーまんメッセ

人権週間啓発事業

年度	内容	参加人数
23	<p>テーマ:「ヒューマンライツ・コンサート」～音楽に込められた人々の思いと願い～</p> <p>講師:松本 城洲夫 氏</p> <p>概要:様々な時代につくられた音楽の中には、「自由になりたい」「平和がほしい」「幸せになりたい」など、人々の心の奥底の思いや願いを表現したものが多く、クラシック音楽や世界各地の音楽のアンサンブル演奏を通じて、ヒューマン・ライツ(人権)についてともに考える催し。</p>	130
24	<p>テーマ:『ブタがいた教室』上映会 & 講演会</p> <p>講師:前田 哲 氏(映画監督)</p> <p>概要:命の大切さを考えるため、最後に食べる約束で子ブタを飼うことになった小学校の実話を元にした映画上映と監督の講演</p>	80
25	<p>テーマ:『遺体 明日への十日間』上映会 & 講演会</p> <p>講師:千葉 淳 氏(民生委員)</p> <p>概要:東日本大震災による津波で多くの方が亡くなった岩手県釜石市で、遺体の身元確認のために遺体安置所で奔走する状況をリアルに描いた映画の上映会と、主人公のモデルとなった地元民生委員の千葉淳さんの講演</p>	170
26	<p>テーマ:『私の野球人生』～人と人とのつながりに感謝～</p> <p>講師:矢野燿大 氏(元阪神タイガース 野球解説者)</p> <p>概要:「39矢野基金」を立ち上げ、募金活動などを通じて、筋ジストロフィー患者へ電動車イスを提供する他、児童養護施設の子ども達に野球用品や勉強道具を提供するなどの支援活動に取り組むきっかけとなったファンとの交流などについての講演</p>	800
27	<p>テーマ:『ペコロスの母に会いに行く』上映会 & 講演会</p> <p>講師:渡辺 哲雄 氏(日本福祉大学中央福祉専門学校教員)</p> <p>概要:グループホームで暮らす認知症の母との心温まる日常を描いた作品。深刻な社会問題として語られがちな介護や認知症をユーモラスに描き、笑いと涙にあふれた家族のふれあいをつづった映画の上映と、認知症高齢者の尊厳が保たれるような家族の関わり方や、どの家庭にも起こり得る介護の問題に対する心構えなどについての講演</p>	160
28	<p>テーマ:『子どもの安心をつなげて信頼へ』</p> <p>進行:NPO法人えんばわめんと堺(ES)</p> <p>概要:子どもと一緒に映像を見たり、からだを動かしたりしながら、子どものたくさんの力を見つけ出し、子どもの小さな安心から大きな信頼へつなげるための参加型イベント</p>	40
29	<p>テーマ:「駅で落ちない落語」～駅のホーム転落事故を防ぐために私たちができること～</p> <p>講師:桂 福点 氏(落語家)</p> <p>概要:講演者ご自身が視覚障害者として、社会に対して感じた思いや、障害を持つ人、持たない人がどのようにして共に支えあっていくのかに関する講演の後、ホーム転落事故により、同じ障害を持つ友人を亡くしたことをきっかけに、事故の再発防止を訴えるために創作された落語の上演</p>	130
30	<p>テーマ:皮や三味線のルーツに関する講演会 & 津軽三味線コンサート</p> <p>講師:太田 恭治 氏(元大阪人権博物館学芸員)</p> <p>概要:室町時代に琉球から日本にもたらされた三味線を通じて、当時、その作り手や演奏する人が被差別民であったことなど、いわれのない差別や人権問題についての講演会と、「来世楽」による津軽三味線コンサートの上演</p>	230

男女共同参画フォーラム

男女共同参画週間啓発事業

年度	内容	参加人数
23	<p>テーマ:『明るく 楽しく そしてあきらめない生き方』講演会&ミニコンサート 講師:辻井 いつ子 氏 (ピアニスト 辻井伸行さんの母) 概要:長男・伸行さんが生後まもなく全盲とわかり、絶望と不安のなか、手探りで子育てをスタートし、プロのピアニストへと二人三脚で歩んでこられた「明るく、楽しく、あきらめない」をモットーにした子育ての経験談をお話しいただく講演と、ゴスペルのミニコンサートの上演</p>	300
24	<p>テーマ:『パパはお天気キャスター』 ～子育て、家事、互いを尊重し支え合う正木家のルール～ 講師:正木 明 氏(気象予報士、防災士、「おはよう朝日です！」お天気キャスター) 概要:朝が早いというライフスタイル上、共働き家庭において自然と培われた「正木家のルール」、お互いを理解し、思いやりを持つことによって、子育て・家事を「手伝っている」のではなく、「補いあっている」という意識を持ち続ける事の大切さについての講演</p>	125
25	<p>テーマ:「八木早希が語る！出会いのすばらしさ」 講師:八木 早希 氏 (フリーキャスター) 概要:人との出会いが、自分自身の「学び」や新たな自分の発見につながったり、人生をさらに豊かにしたり、時には人生を大きく変えることもあります。幼少期を外国で過ごされ、また、キャスターとして数多くのかたとの交流をとおして感じられた、人と出会いつながることのすばらしさについての講演</p>	180
26	<p>テーマ:「生きる力をつける処方箋～あなたはあなたのままでいい～」 講師:香山 リカ 氏 (精神科医、立教大学教授) 概要:精神科医としての経験をもとに、性別、特にジェンダー意識とストレスの関係や、ストレス社会の中でも自分らしくいきいきと暮らしていける生き方についての講演</p>	150
27	<p>テーマ:「自分の人生を切り拓いていく生き方」～電波少年のケイコ先生から浪曲師に～ 講師:春野 恵子 氏(浪曲師) 概要:東大から芸能界、そして浪曲と歩んできた講師の経験から、「性別にとらわれない生き方」の視点を踏まえ、自身が将来について何を思い悩んだのか、人生の別れ道においてどのような選択をしてきたかなど、その人生観についての講演</p>	100
28	<p>テーマ:心のストレッチ～生き方上手や子育て上手になれなくても～ 講師:佐久間 レイ 氏(声優) 概要:子育てや仕事など日々の生活に追われて、ゆっくりと自分を見つめ直す時間を持たず、子育てに不安を抱え込んでしまっている皆さんへ、「自分らしく生きるヒント」を中心に、子育て不安との向き合い方などについての歌や朗読を交えた講演</p>	110
29	<p>テーマ:『彼らが本気で編むときは』上映会 自分らしく生きる～性別違和を乗り越えて～講演会 講師:清水 展人 氏(日本LGBT協会) 概要:性的マイノリティをテーマとし、母親に育児放棄された少女と叔父とその恋人(トランスジェンダー)の共同生活を通して新しい家族の形を描いた映画の上映と、トランスジェンダー当事者である講師自身の思いや体験談を通じて性的マイノリティへの理解を深める講演</p>	130
30	<p>テーマ:誰もが自分らしく、生きられる社会に向けて ～女が得か、男が得か、なぜ誰もが生きづらい社会なのか～ 講師:谷口 真由美 氏(大阪国際大学准教授) 概要:社会に根強く存在しているジェンダー意識や性別役割分担意識により、男女を問わず多くの人々が生きづらさを感じる社会となっている。その背景から課題を明らかにし、なぜ男女共同参画が必要とされているかについての理解を深める講演会</p>	140

ピースメッセージ平和展

戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝える事業

年度	内容	参加人数
23	<p>テーマ:夏休み ピースシネマ フェスタ!</p> <p>映画:『母べい』『うしろの正面だあれ』</p> <p>展示:大阪大空襲体験画(ピースおおさか所蔵) 空襲に関連する物品(立命館国際平和ミュージアム所蔵)</p>	250
24	<p>テーマ:ピースシネマ&平和のうたごえコンサート</p> <p>映画:『一枚のはがき』『ジュノー Dr. Junod』</p> <p>展示:原爆パネル展(平和首長会議提供) 原爆に関連する物品(立命館国際平和ミュージアム所蔵)</p> <p>平和のうたごえコンサート:講師 喜多光三 氏(うたごえ倶楽部 講師)</p>	300
25	<p>テーマ:沖縄からの平和の音色</p> <p>映画:『ひまわり』『かんからさんしん』</p> <p>展示:沖縄戦パネル展25枚(堺市平和と人権資料館所蔵) 沖縄戦、沖縄返還関連資料(立命館大学国際平和ミュージアム所蔵)</p> <p>平和のうたごえコンサート:講師 喜多光三 氏(うたごえ倶楽部 講師)</p> <p>沖縄民謡三線コンサート:講師 先間盛一 氏(先間盛一民謡研究所)</p>	350
26	<p>テーマ:未来へ語り継ぐ、平和への思い</p> <p>映画:『アオギリにたくして』『かつ飛ばせ!ドリーマーズ』</p> <p>展示:原爆パネル展(平和首長会議提供) 原爆に関連する物品(立命館国際平和ミュージアム所蔵)</p> <p>影絵講演:『はなのすきなうし』(影絵屋さかい)</p>	250
27	<p>テーマ:戦後70年未来へ語り継ぐ平和への思い</p> <p>映画:『つるにのって』『おかあちゃんごめんね』『ながさきの子うま』『永遠の0』</p> <p>展示:サダコと折り鶴ポスター展(広島平和記念資料館所蔵) 特攻隊関連資料(立命館大学国際平和ミュージアム所蔵)</p>	250
28	<p>テーマ:未来へ語り継ぐ、平和への思い</p> <p>映画:『ぞう列車がやってきた』『おかあさんの木』</p> <p>展示:戦時中の動物園パネル展(天王寺動物園所蔵)</p> <p>朗読コンサート:『おかあさんの木』『片腕のないおばちゃん』</p>	300
29	<p>テーマ:広島・長崎・沖縄へ思いを寄せて</p> <p>映画:『おこりじぞう』『はとよひろしまの空を』『夏服の少女たち』『アンゼラスの鐘』『母と暮せば』</p> <p>展示:広島・長崎の原爆被害の実相や現在の核兵器の状況などについてのポスター展 現物資料の展示(広島平和記念資料館・立命館大学国際平和ミュージアム所蔵)</p> <p>朗読コンサート:「ひめゆりの塔～祈りと希望の歌～」</p>	390
30	<p>テーマ:戦争に奪われる日常</p> <p>映画:『この世界の片隅に』</p> <p>展示:戦時下の暮らしと堺大空襲パネル展(堺市立平和と人権資料館) 戦時下の暮らしに関する物品展示(立命館大学国際平和ミュージアム所蔵)</p> <p>朗読コンサート:「夏服の少女たち」</p>	370

職員人権研修

全職員を対象とする人権研修(嘱託職員、臨時職員を含む)

年度	テーマ
23	<ul style="list-style-type: none"> ・映像研修 土地差別問題 「調べられた土地 避けられた地域 ～土地差別調査の根絶に向けて～」(DVD) 「この街で暮らしたい ～外国人の人権を考える～」(ビデオ) ・講演 「障害者雇用への理解について」 講師:植並 鈴枝 氏((社)おおさか人材雇用開発人権センター 通称C-STEP) ・講演 「差別につながる土地調査問題・問合せ等について」 講師:柴原 浩嗣 氏((財)大阪府人権協会 理事)
24	<ul style="list-style-type: none"> ・映像研修 虐待問題 「高齢者虐待」～尊厳を奪わないために～ 「幼児・児童虐待 ～見えない虐待をしないために～ ・映像研修 ハラスメント問題 「パワハラになる時ならない時 4つの判断基準」 「パワハラになる時ならない時 事例で考えるパワハラ・グレーゾーン」 ・講演 「個人情報漏洩事件と人権問題について」 講師:谷川 雅彦 氏(財団法人大阪府人権協会副理事長)
25	<ul style="list-style-type: none"> ・映像研修 人権を守る国際的な取組 「一人ひとりの世界人権宣言」 「私らしくマイノリティを生きる～女性差別撤廃条約のいま～」 ・講演 「差別をなくす社会システムのあり方」 講師 北口 末広 氏(近畿大学人権問題研究所主任教授) ・講演「障害者の人権」～障害者差別解消法の施行に向けて～ 講師:細井 清和 氏(障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議執行委員)
26	<ul style="list-style-type: none"> ・映像研修 女性の人権 「あなたは悪くない」～性暴力サバイバーからのメッセージ～ 「メッセージ私たちと人権」 香山リカ氏・辛 淑玉氏のインタビュー ・講演 「セクシャルマイノリティの人権」 講師:近藤 由香 氏(QWRC共同代表) ・講演 「障害者の人権」 講師:姜 博久 氏(障害者自立生活センター・スクラム代表)
27	<ul style="list-style-type: none"> ・講演 「障害者差別解消法を活かしていくために」 講師:細井 清和 氏(障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議) ・映像研修 障害者の人権 「無関心ではいけない! 障害者の人権」～障害者差別解消法を理解する 「壁のないまち」
28	<ul style="list-style-type: none"> ・映像研修 障害者の人権 「モップと箸～大阪府の障害者雇用～」 「秋桜の咲く日」 ・講演 「多様な性のあり方を理解する」 講師:南 和行 氏(なんもり法律事務所 弁護士) ・講演とグループ討議 「障害者平等(DET)研修」 講師 西尾 元秀(障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議) 鈴木 千春(自立生活センター・あるる)

年度	テーマ
29	<ul style="list-style-type: none"> ・講演とグループ討議「部落差別問題を理解する」 講師：岡本 工介 氏(大阪人間科学大学非常勤講師) ・講演とグループ討議「民族差別問題を理解する」 講師：文 公輝 氏(NPO法人多民族共生人権教育センター理事) ・映像研修 障害者の人権を理解する 「生命(いのち)のことづけ」～死亡率2倍障害のある人たちの3.11～ 「風の匂い」
30	<ul style="list-style-type: none"> ・映像研修 職場の人権、障害者の人権 「多様性を尊重した職場のコミュニケーションと人権」 「障がいを超えて」 ・講演とグループ討議「ダイバーシティ時代に求められる人権感覚を理解する」 講師：芝本 正明 氏(大阪企業人権協議会サポートセンター) ・講演とワークショップ「部落差別問題を理解する」 講師：土田 光子 氏(大阪教育大学非常勤講師)

人権推進員研修

各課に1名配置する、人権推進員を対象とする研修

年度	テーマ
28	<ul style="list-style-type: none"> ・現地研修「リバティおおさか見学」 特別展「同和对策審議会」答申50年 一部落差別をなくす半世紀のあゆみー 講師：前田 勝正 氏(リバティおおさか人権ボランティアガイドリーダー)
29	<ul style="list-style-type: none"> ・講演とグループ討議「障害者差別解消法・合理的配慮を理解する」 法の理解と事例に基づくロールプレイによる学習 講師：石田 易司 氏(桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授)
30	<ul style="list-style-type: none"> ・現地研修「ヘイトスピーチ解消法、多文化共生社会を理解する」 鶴橋駅周辺、生野コリアンタウンフィールドワーク 講師：文 公輝 氏(NPO法人多民族共生人権教育センター理事)
31	<ul style="list-style-type: none"> ・現地研修「部落差別問題と人権のまちづくりを学ぶ」 向野地区フィールドワーク 講師：塩谷 幸子 氏(向野地域産業と歴史研究会)

人権相談事業実績

年 度	H27			H28			H29		
区 分	相談室	市役所	計	相談室	市役所	計	相談室	市役所	計
相談件数	142	63	205	210	39	249	135	71	206

課題別相談内容	相談室	市役所	計 (割合)	相談室	市役所	計 (割合)	相談室	市役所	計 (割合)
1. 同和問題			0 (0%)		1	1 (0%)			0 (0%)
2. 障害者に関する人権問題	4	2	6 (3%)	11		11 (4%)	21	10	31 (15%)
3. 高齢者に関する人権問題	3	2	5 (2%)	10		10 (4%)	7	1	8 (4%)
4. 子どもに関する人権問題	11	1	12 (6%)	16	3	19 (8%)	9	1	10 (5%)
5. 外国人に関する人権問題	1		1 (0.5%)	1		1 (0.4%)			0 (0%)
6. HIV感染者(エイズ問題)			0 (0%)			0 (0%)			0 (0%)
7. ハンセン病問題			0 (0%)			0 (0%)			0 (0%)
8. 犯罪被害者とその家族関係			0 (0%)			0 (0%)			0 (0%)
9. 職業・雇用	1	3	4 (2%)	3		3 (1%)	2		2 (1%)
10. 野宿生活者			0 (0%)			0 (0%)			0 (0%)
11. 女性(DV)	48	24	72 (35%)	26	20	46 (18%)	21	21	42 (20%)
12. 女性(DV以外)	34	2	36 (18%)	53	2	55 (22%)	22	7	29 (14%)
13. 男性(DV)		2	2 (1%)			0 (0%)			0 (0%)
14. 男性(DV以外)	3		3 (1%)	1		1 (0.4%)	2		2 (1%)
15. 性的マイノリティ	7		7 (3%)	13		13 (5%)	1		1 (0.5%)
16. 刑期を終えて出所した人			0 (0%)			0 (0%)			0 (0%)
17. その他	26	27	53 (26%)	75	13	88 (35%)	44	31	75 (36%)
18. 不明	4		4 (2%)	1		1 (0.4%)	6		6 (3%)

平成28年4月1日から施行！

障害者差別解消法

※正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。



合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。

合理的配慮サーチ

検索

合理的配慮サーチでは、障害の種別や生活の場面から事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。



内閣府

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902

ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、 許さない!

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。

こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、

差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が
平成28年6月3日から施行されました。

詳しくは

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html


ヘイトスピーチ、許さない

検索

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

みんなの人権110番  0570-003-110

【人権啓発デジタルコンテンツ】 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00041.html 【人権ライブラリー】 <http://www.jinken-library.jp/>

 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

「部落差別 解消法」が 施行されました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が
2016年12月16日に施行されました。

全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、
部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会の実現をめざす法律です。

一人ひとりが違いを認め合い、
お互いの人権を尊重し合う社会を築いていきましょう。

同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求大阪実行委員会

加盟団体／大阪企業人権協議会 (株)大阪国際会議場 大阪市人権教育研究協議会 大阪市立高等学校人権教育研究会 (株)大阪城ホール
(一社)おおさか人権ネットワーク (一社)おおさか人材雇用開発人権センター 大阪同和・人権問題企業連絡会 (一社)大阪府医師会
(社福)大阪府共同基金会 (社福)大阪府肢体不自由者(児)協会 大阪府市長会 (社福)大阪府社会福祉協議会 (社福)大阪府社会福祉事業団
(株)大阪府食品流通センター 大阪府人権教育研究協議会 (一財)大阪府人権協会 大阪府人権福祉施設連絡協議会 (一社)大阪府清港会
(一財)大阪府タウン管理財団 (一財)大阪府地域支援人権金融公社 大阪府町村長会 大阪府同和食肉事業協同組合連合会
(公財)大阪府都市整備推進センター 大阪府立学校人権教育研究会 (一財)大阪労働協会 堺市 JAグループ大阪人権啓発推進連絡会
人権啓発推進大阪協議会 全国障害者解放運動連絡会議 東果大阪(株) 西成同友会納税貯蓄組合 同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡会議
(公財)西成労働福祉センター 日本労働組合総連合会大阪府連合会 部落解放大阪府企業連合会 部落解放大阪府民共闘会議
(一社)部落解放・人権研究所 部落解放同盟大阪府連合会 部落解放老人会連絡協議会 大阪府内市区町村地域実行委員会